諏訪市最低制限価格制度実施要綱(平成23年諏訪市告示第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(趣旨) 第1条　この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)及び諏訪市財務規則(昭和55年諏訪市規則第1号。以下「規則」という。)第108条(規則第118条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、諏訪市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)並びにその他の請負業務**に係る契約に関する**入札において、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (最低制限価格を設ける入札) 第2条　**最低制限価格を設ける入札は、建設工事に係る契約に関する入札のうち設計金額が200万円を超える入札(諏訪市総合評価落札方式試行要綱(平成21年諏訪市告示第43号)に基づき行われる入札を除く。)及び建設コンサルタント等の業務に係る契約に関する入札のうち諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年諏訪市告示第133号。以下「一般競争入札実施要綱」という。)の規定に基づき行われる一般競争入札及び予算執行者が最低制限価格を設ける必要があると認めたその他の入札とする。** 2　（略） (最低制限価格の額の算出方法) 第3条　（略） 2　建設コンサルタント等の業務**及びその他の請負業務の入札**において設定する最低制限価格の額は、予定価格算出の基礎となった額の合計額に	(趣旨) 第1条　この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)及び諏訪市財務規則(昭和55年諏訪市規則第1号。以下「規則」という。)第108条(規則第118条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、諏訪市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)並びにその他の請負業務**の**入札において、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (最低制限価格を設ける入札) 第2条　**最低制限価格を設ける入札は、次の各号に掲げる入札のうち、設計金額が当該各号に定める額を超える入札とする。** **(1) 建設工事(諏訪市総合評価落札方式施行要綱(平成21年諏訪市告示第43号)に基づき行われる入札を除く。)又は製造の請負　200万円** **(2) 建設コンサルタント等の業務又はその他の請負業務　100万円** 2　（略） (最低制限価格の額の算出方法) 第3条　（略） 2　建設コンサルタント等の業務**において**設定する最低制限価格の額は、予定価格算出の基礎となった額の合計額に	

10分の6から10分の8.1まで(測量の業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査の業務にあっては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で予算執行者がその都度定める割合を乗じて得た額とする。	10分の6から10分の8.1まで(測量の業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査の業務にあっては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で予算執行者がその都度定める割合を乗じて得た額とする。	
3　(略)	3　(略)	
(新設)	**4　製造の請負又はその他の請負業務の入札において設定する最低制限価格に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。**	
(予定価格調書への記載)	(予定価格調書への記載)	
第4条　予算執行者は、**建設工事の**入札において最低制限価格を設定した場合にあっては**前条第1項の規定により算出した**最低制限価格を**、建設コンサルタント等の業務及びその他の請負業務の入札において最低制限価格を設定した場合にあっては同条第2項に規定する最低制限価格の算出方法を**規則第109条第1項(規則第118条において準用する場合を含む。)に規定する予定価格調書に記載するものとする。	第4条　予算執行者は、**第2条に掲げる**入札において最低制限価格を設定した場合にあっては**当該**最低制限価格を　規則第109条第1項(規則第118条において準用する場合を含む。)に規定する予定価格調書に記載するものとする。	
(最低制限価格設定の周知)	(最低制限価格設定の周知)	
第5条　(略)	第5条　(略)	
2　入札執行者は、最低制限価格を設定した入札の執行に当たり、次に掲げる事項についてあらかじめ説明を行うものとする。	2　入札執行者は、最低制限価格を設定した入札の執行に当たり、次に掲げる事項についてあらかじめ説明を行うものとする。	
(1)　(略)	(1)　(略)	
(2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、落札者(当該入札が**一般競争入札実施要綱**の規定に基づき行われる事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者。以下同じ。)とならないこと。	(2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、落札者(当該入札が**諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年諏訪市告示第133号)**の規定に基づき行われる事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者。以下同じ。)とならないこと。	
(3)　(略)	(3)　(略)	